

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く） 令和８年度第２四半期分

整理 番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	西淀工場クレーン設備整備工事	機械器具設置工 事	西淀工場	(株) 日立プラントメ カニクス	4,400,000	令和8年7月1日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	K 6
2	八尾工場ごみピット火災検知装置点検 整備工事	消防施設工事	八尾工場	能美防災（株）	4,510,000	令和8年7月15日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	K 6
3	八尾工場電気計装設備整備工事	電気工事	八尾工場	富士電機（株）	35,497,000	令和8年7月17日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	K 6
4	平野工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング (株)	187,000,000	令和8年7月28日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	K 6
5	舞洲工場粗大ごみクレーン設備整備工 事	機械器具設置工 事	舞洲工場	東洋ホイスト（株）	8,085,000	令和8年7月29日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	K 6
6	舞洲工場クレーンバケット整備工事	機械器具設置工 事	舞洲工場	(株) 福島製作所	12,040,600	令和8年7月29日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	K 6
7	西淀工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	西淀工場	(株) タクマ	499,400,000	令和8年7月31日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	K 6
8	平野工場クレーン制御装置更新工事	機械器具設置工 事	平野工場	富士ホイスト工業 (株)	58,300,000	令和8年8月5日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	K 6
9	舞洲工場外壁タイル改修工事	建築工事	舞洲工場	(株)竹中工務店	79,750,000	令和8年8月17日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	K 6
10	八尾工場じん芥クレーン操作室窓洗浄 装置整備工事	機械器具設置工 事	八尾工場	オリエンタル機電 (株)	5,401,000	令和8年8月18日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	K 6
11	平野工場中央監視設備整備工事	電気工事	平野工場	ジョンソンコントロールズ (株)	38,500,000	令和8年8月20日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

株式会社日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設の一部でごみの焼却処理を24時間連続で行っている。

クレーン設備はじん芥クレーンと灰クレーンがあり、じん芥クレーンは焼却炉にごみを供給するため使用するもので、灰クレーンは焼却灰をトラックに積み込むのに使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、株式会社日立プラントメカニクスにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社日立プラントメカニクスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場ごみピット火災検知装置点検整備工事

2 契約の相手方

能美防災株式会社

3 随意契約理由

八尾工場ごみピット火災検知装置は、24 時間ごみピットを連続監視し、ピット内で発生した火災を検知する装置である。

本装置は、当工場の消火設備の一部であり、故障により使用不可となった場合、ごみピット内の連続監視による早期検知ができなくなることから、点検整備を行うものである。また、既設設備との整合性及び運転制御システムとの適合性を確保する必要がある。

当工場の本装置は、能美防災株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本装置が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本装置を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本装置を設計・施工した能美防災株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場電気計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

当工場の電気計装設備は、焼却プラント、受変電設備、排水処理設備の制御並びに監視操作を司る中枢設備である。

本設備は、富士電機株式会社が独自の技術により設計・施工したものであり、本設備の整備を実施するためには、設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、設計・施工した会社以外では、技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

本設備は、J F Eエンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJ F Eエンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場粗大ごみクレーン設備整備工事

2 契約の相手方

東洋ホイス株式会社

3 随意契約理由

当工場破碎処理設備の粗大ごみクレーン設備は、可燃性粗大ごみクレーンと不燃性粗大ごみクレーンがある。

これらのクレーンは、粗大ごみ貯留ピット内の粗大ごみを破碎機内へ投入するための設備として重要な役割を担っている。

本設備が故障した場合、粗大ごみの投入作業が出来なくなり粗大ごみの破碎処理が不能となる。さらに故障が長期化した場合、市民生活にも支障を来すことに繋がる。

このようなことから、安定的に本設備を稼働するためには、各部点検や部品交換など定期的な整備が必要である。

本設備は、東洋ホイス株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的に把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した東洋ホイス株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

当工場のクレーンバケットは、ごみ貯留ピット内のごみの投入、積み替え、攪拌などを行うためのクレーン設備の主要部品で、じん芥用、灰用、粗大ごみ用がある。各バケットは、予備機も含め年間を通じ過酷な環境で使用しながらごみ処理を安定的に行わなければならないことから、各部点検や部品交換など定期的な整備が必要で、今年度については、じん芥用と灰用、粗大ごみ用の各1機について実施する。

本クレーンバケットは、株式会社福島製作所において独自の技術により設計・施工されたもので、整備にあたっては設計当初の能力を回復させるとともにクレーン設備全体の性能についても保証を持たせる必要がある。この条件を満たすのは当該バケットを設計・施工した株式会社福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちのゴミの焼却処理を行う施設の一部である。

当該施設は、24時間連続で稼働しており、各種設備を構成する機器や部材は高温・多湿環境に常時曝されるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響も受けている。さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力の維持を図るとともに焼却設備全体を適正に管理する必要がある。

当工場の焼却設備は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備工事後の設備全体の稼働状況において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合西淀工場
(電話番号 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場クレーン制御装置更新工事

2 契約の相手方

富士ホイスト工業株式会社

3 随意契約理由

今回整備を行う平野工場クレーン制御装置は、一般廃棄物を処理する施設のうち、焼却炉にごみを供給する設備及び焼却灰の搬出を行う設備であり、24時間連続で稼働している。

クレーンを構成する電子機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に整備・交換することにより、適正な維持管理を図るものである。

当工場の本設備は富士ホイスト工業株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事において本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場外壁タイル改修工事

2 契約の相手方

株式会社竹中工務店

3 随意契約理由

本工事は、舞洲工場建設時に工場外壁の飾り柱装飾用に取り付けられた外壁タイルの改修を行うものである。

当工場の建築物は、フリーデンスライヒ・フンデルトヴァッサー氏が技術、エコロジーと芸術の調和をコンセプトに外観をデザインしたものであり、ユニークなデザインとなっている。世間からの注目度が高く、毎年多くの人々が工場見学に訪れているため、当工場の外観の一部である外壁タイルの改修は、当初のデザインの意向を十分尊重した上で実施する必要がある。

本工事の改修工法は、外壁タイルは取替えず、既設の外壁タイルに剥落防止及び美観回復を施して継続使用するものであるが、その施工には建築時の外壁タイルの取付方法や、飾り柱内部の構造を熟知していなければならない。また、美観回復には、ユニークなデザインへの十分な理解が必要である。さらに、改修後の建築物の主要構造における一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

このような条件を満たすのは、舞洲工場新築工事の施工者であり、本施設の設計・工事仕様を熟知している株式会社竹中工務店のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場じん芥クレーン操作室窓洗浄装置整備工事

2 契約の相手方

オリエンタル機電株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場じん芥クレーン操作室窓洗浄装置は、オリエンタル機電株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本装置が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本装置を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、工事後の本装置において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本装置を設計・施工したオリエンタル機電株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場中央監視設備整備工事

2 契約の相手方

ジョンソンコントロールズ株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う中央監視設備は、平野工場の空調・給排気設備等の運転制御を行うため24時間連続稼働している設備である。

本設備は、電子精密機器で構成され、連続稼働による経年劣化に伴う故障が出ると制御システム全体が正常に動作出来なくなるため、整備を行い適正な維持管理を図るものである。

本設備はジョンソンコントロールズ株式会社の独自の技術により、設計・製作されたものであり、本工事において本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であることから、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したジョンソンコントロールズ株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)